

せんねん村矢曾根運営規程

ユニット型指定短期入所生活介護（空床型）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人せんねん村が開設するせんねん村矢曾根（以下「事業所」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 せんねん村矢曾根
- (2) 所在地 西尾市矢曾根町蓮雲寺29番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名（デイ倶楽部、矢曾根の家、ショートステイはなれ兼務）
施設の業務を統括する。また、職員の指揮監督を行う。
- (2) 事務員 1名以上 施設の庶務および会計事務を行う。
- (3) 生活相談員 2名以上 入居者の日常生活についての相談、援助、およびこれらの計画の企画立案を行う。また、入退所に関する業務を行う。
- (4) 介護職員 37名以上（常勤換算） 入居者の日常生活の介護、指導、援助を行う。
- (5) 看護職員 3名以上（常勤換算） 入居者の看護、医師の診察の補助、健康管理および保健衛生業務を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名 入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行う。
- (7) 介護支援専門員 1名 施設サービス計画の作成、進行管理および評価を行う。

- (8) 管理栄養士又は管理栄養士 1名以上 給食献立の作成、入居者の栄養指導を行う。
- (9) 調理員 3名 献立に従い調理を行う。
- (10) 医師 1名以上 入居者の診察、健康管理および保健衛生指導を行う。
- (11) 歯科衛生士 1名 入居者の口腔ケア管理を行う。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 空床利用型 特別養護老人ホームの定員120名以内
(ユニットの数は12とし、1ユニットの定員は10名とする。)

(短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
 - (2) 日常生活動作の機能訓練
 - (3) 健康チェック
 - (4) 送迎
- 2 食費は1食あたり、朝食 360円、昼食 750円、夕食 640円とする。なお、介護保険負担限度額の認定を受けている方は、その認定証に記載された金額を限度とする。ただし、認定証の金額に満たない場合は、実際に要した金額とする。

第1段階	第2段階	第3-1段階	第3-2段階	第4段階
300円	390円	650円	1,360円	1,750円

- 3 居住費は、1日あたり 2,006円とする。なお、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

第1段階	第2段階	第3-1段階	第3-2段階	第4段階
820円	820円	1,310円	1,310円	2,006円

- 4 本人の選定による特別な食事は実費とする。
- 5 理美容代は、カット 2,500円、顔そり 1,000円、シャンプー500円とする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各号の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、西尾市、碧南市、安城市（東端町・根崎町・城ヶ入町・榎前町・和泉町・石井町・桜井町・姫小川町・小川町・藤井町・野寺町・寺領町・木戸町、岡崎市（合歓木町・坂左右町・上三ツ木町・国正町・福岡町・中村町・下三ツ木町・定国町・正名町・福桶町・二軒屋町・中島東町・中島西町・中島町）の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

(2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。業務継続計画については、職員に対し周知し、研修及び訓練を定期的の実施し、必要に応じて見直し変更するものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第 13 条 事業所は、指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第 14 条 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、担当を設置し、必要な体制の整備を行う。また、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約的内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人せんねん村と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

最終改定 令和 5 年 4 月 1 日から改定する。

令和元年10月1日から改定する。

令和2年6月1日から改定する。

令和3年6月1日から改定する。

令和3年8月1日から改定する。

令和4年6月1日から改定する。

令和5年4月1日から改定する。